

# 宇和島市教育委員会会議録

令和元年7月定例会

令和元年7月16日開催

宇和島市教育委員会

# 宇和島市教育委員会 令和元年7月定例会 会議録

1. 開会日時 令和元年7月16日(火)16時00分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 地下会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓  
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	面川 啓之
学校教育課長	西田 一洋	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	文化・スポーツ課長	森田 浩二
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課課長補佐	日出山 輝
学校給食センター所長	児玉 雅人	吉田教育係長	河野 孝
三間教育係長 (事務局)	末光 優子	津島教育係長	首藤 将文
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

- 報告第21号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金交付要綱を改正する要綱)
- 報告第22号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市岩松地区町並み保存推進・啓発事業補助金交付要綱)
- 報告第23号 専決処分した事件の承認について  
(宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について)
- 議案第62号 宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則

7. 会議概要

(1) 開会宣言 (午後4時00分)

◎教育長

それでは只今から7月の定例教育委員会会議を開会いたします。最初に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。暑くなってきておりますけれども、8月中旬、下旬に向けて教科書の採択の作業もありますので、そちらのほうの作業も皆さんよろしく願いいたします。

(2) 教育長報告

◎教育長

早速、教育長報告に移りたいと思うのですが、資料の1ページ、2ページをお開きくださ

い。6月、1ヶ月間、概ねこういったスケジュールをこなしてきていますということなのですが、子ども、学校訪問を何校か行ってきました。7日、11日、20日、そして24日、この辺りで小学校の学校訪問を行っております。その際、先生方との意見交換で、それぞれの場所で申し上げたことを認識・共有しておこうかなと思うのですが、まず、このところ、経産省そして文科省から相次いで報告書であったり計画が出ていて、特に ICT の導入に関してスケジュールを示されたりといった、急速に作業が進んでいるなどということなのですが、それに関連して、政府のほうからは民間企業に対して70才まで雇用を努力義務にするというような発表がありました。一方で、経団連の会長さんやトヨタの社長さんは、終身雇用は無理だとかというような言い方をしています。人生100年時代という中で、企業の寿命に関していうと、アメリカの大企業などは概ね15年くらい、日本でいうと、2018年の統計で、2018年に倒産した企業の寿命は23年だったということですから、これからの子どもたちのライフモデルというようなものは、高校卒業し、ある者は大学に進み、その後就職をして定年まで勤め上げ、その後余生を送るというモデルは完全に崩れるだろう。したがって、キャリア教育などに目を移した時には、大方の子どもが生涯のうちに3回、4回と転職するというようなことが当たり前になっていくと、そういう時代が来るのでしょうか。そういう意味においては職場体験学習といったようなものも、職業選択ということではなくて、ある意味、生き方、在り方の選択ということになってくるのではないだろうか、ということも踏まえて、どういった教育を行っていくかを一緒に考えてほしいということをお話ししてきております。

そして、今日はまた、お手元にこの新聞記事をお配りしていますけれども、高山委員さんからご持参いただいた記事を皆さんと共有したいと思っております。中身は国立情報学研究所の新井紀子先生が、AI社会が来ても、そういう社会だからこそ、むしろ、読解力が必要だということを主張されています。その背景として、今の子どもたちの読解力が、調査したところ非常に怪しいということが分かったと、こういうことを仰っているわけなのですが、それとも少し関連することなのですが、こういう資料をお配りしました。こちらのほうを見ていただきたいと思います。まずこちらのほうなのですが、これは新しい学習指導要領で言われている育成すべき資質・能力の三つの柱です。1つは知識・技能、何を理解しているか、何ができるか。そして2つ目は思考力・判断力・表現力、理解していること・できることをどう世の中で活用していくかと、そういうことです。3つ目は学びに向かう人間性ということで、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか、これが今、来年4月からの学習指導要領の中で言われているものです。それに関連して、先ほどのAIの話とも少し重なるところはあるのですが、山口周さんという方が最近新しく本を出されたりしております。そこでどのような事を仰っているのかということ、少し興味深い中身でしたのでお配りしてみました。極々一部ですがこれです。こちらと見比べながら、ちょっとお話を聞いていただきたいのですが、上の写真、図8、これは2007年に発売された携帯電話です。ほとんどがいわゆるガラケーです。一番右のiPhone以外は、もうほぼ同じ形になっています。これはどういうことかということ、マーケティング理論・知識・スキルの定石に従って商品開発をすると、押し並べて同じデザインになってしまう。と、こういうことを仰っていま

す。要は、この図でいくと、何を理解しているか、何ができているか、この例でいくと、マーケティングの理論を知っている、それだけだと、もう同じものになってしまう。ところが、iPhoneが出てわずか2年の間に、携帯電話各社のシェアの半分以上奪ってしまいました。こういう例です。これが一つ。何が言いたいかというと、定石通り、理論通りに処理しても、実はそこに作者の思いとか発想力とか、そういったある種のセンスが入り込んでないと、これからの世の中はやっぱり良い商品・サービスの開発するということは、どうやら難しいようですということを主張されています。

図12の方をご覧ください。これは車の例を挙げて説明してくださっていますが、商品・サービスに関して、縦軸に役に立つ・立たないという指標、それから横軸に意味がある・ない、こういう指標でマトリクスを類型してくれています。物を運んだり人を乗せたり役に立つという意味では左上、これはトヨタのワンボックスカーが代表例として写真で示されています。これは大衆車なので、特にこの車に特別な意味があるというわけではないけれども非常に便利です。一方右上、この車に関していうと、これはBMWだとかポルシェだとかが掲げられていますが、ここで何がいわれているかというと、これは単に物を運ぶ人を運ぶという役に立つという機能性の話ばかりではなくて、そこに何か興味・関心・価値観に触れるような意味がある、そういう商品になっている。

右下に行くと、これはいわゆるスーパーカーですけれども、これはもう物を運んだり人を乗せたりという意味においてはほとんど役に立ちません。ところが、こういうものに関心のある人にとっては、とっても価値がある物で、ちなみに、この車の例でいくと、大衆車でいくと、お値段は、役に立つけれども特にその商品に意味はないという大衆車でいくと、まあ数百万円。役に立つし、特別な意味が込められているという形になると一千万円位。役には立たないのだけれども、買う人にとって特別な価値がある意味がある、そういうサービス・そういうものになると数千万円単位の価値が付いている。そういうことなんですよということを説明してくれているのですが、いわば、これからの世の中においては、役に立つ・意味があるというこの2つの軸で考えた場合に、役に立つというのはスキルであったりテクノロジーであったり、意味があるというものについていうとそれはセンスだったりアートだったりする。ここから先、機能・利便・効率そういった類いの価値は、どんどんその相対的な価値を下げる。そして、人々の興味・関心あるいは価値観に触れるような、そういうものを生み出せる人が重宝される。それをこの文科省の次の4月からの学習指導要領でいくと、役に立つというこっちの領域だけではなくて、やはりその役に立つ知識をどのようにして意味づけていきますか、価値づけていきますか、興味関心を引くような付加価値をつけていくことができますか、ここに上手に当てはまるのかな。そういう意味では、アクティブラーニングといいたいでしょうか、主体的で対話的かつ深い学びという、ここは非常に意味があるのだなというふうに感じました、というようなことを、最近読んだ本の中から、今日紹介することになった新井紀子さんの記事が、中身的には非常に近いものになっているので紹介させていただいて、私からの報告に換えさせていただきたいと思います。

この件に関して、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

— 委員からは特に意見なし。 —

### (3) 付議事件

#### ◎教育長

次に、議事に入ります。

本日の議案ですが、報告第 23 号については人事案件でありますので、非公開で審議したいと思います。賛成いただける方は挙手をお願いします。

#### ◎全委員

— 挙手 —

#### ◎教育長

はい、ありがとうございました。挙手全員ですので、報告第 23 号は非公開で審議をいたします。

それでは、公開議案から審議いたします。

まず最初に報告第 21 号と報告第 22 号について、こちらは関連する内容となっておりますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

#### ○文化・スポーツ課長

はい、お手元に 1 枚資料を配らせていただいておりますので、それを参考にしながらお聞きいただけたらと思います。

報告第 21 号及び 22 号について、ご説明申し上げます。宇和島市が岩松の町並みを整え、伝建制定への呼び水的な制度といたしまして、平成 29 年度から岩松地区町並み保存事業補助金交付要綱にて、補助金を拠出してありますが、これは建物の管理、修理、修景いわゆる修復、ハード事業のみを想定をして要綱を作成しておりました。昨年度結成いたしました住民推進団体の岩松守ろう会への補助金を 10 万円、いわゆるソフト事業として補助金を交付するための補助金要綱になっておりませんでしたので、それを改正、又は創設したものです。4 月 1 日より、これまでの宇和島市岩松地区町並み保存事業補助金交付要綱を、報告第 21 号にあります宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金交付要綱と改正しまして、新たに、岩松守ろう会に対してソフト事業補助金を交付するために、宇和島市岩松地区町並み保存推進・啓発事業補助金交付要綱を制定したものです。

まず 3 ページをお開きください。報告第 21 号です。宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定により、専決した事件を報告し承認を受けようとするものです。5 ページの内容につきましては、6 ページ以下の新旧対照表がございますので、それにてご説明いたします。6 ページをお開きください。まず表題の岩松地区町並み保存事業補助金交付要綱を、右側の宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金交付要綱といたしております。次に第 1 条の趣旨を左側、宇和島市の美しいまちづくりに寄与するためとあるところを、右側を見ていただきますと、当該地区内における建築物等の管理、修理、修景又は復旧に要する経費に対し、予算の範囲内において宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金を交付することについてと変更いたしております。以下、町並み保存事業補助金の箇所をすべて町並み保存対策整備事業補助金と改めております。

同じく様式の事業名もすべて改めたものです。

続きまして、報告第 22 号につきましては、今ほど説明しました宇和島市岩松地区町並み保存対策整備事業補助金と並びまして、ソフト事業補助金を拠出するために宇和島市岩松地区町並み保存推進・啓発事業補助金交付要綱を新たに創設したものです。22 ページをお開きください。宇和島市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項の規定によって専決処分し、第 2 項によって報告、その承認を受けようとするものです。24 ページを開いてください。趣旨の第 1 条のとおり、伝統的な町並みを保存し、当該地区の景観整備を進めることへの理解を深めるために必要な事業を推進するためとしております。また、第 2 条のとおり、補助金対象者は岩松守ろう会としております。第 3 条の補助金対象事業、第 4 条の補助金対象経費については、ご覧のようなものを想定しております。基本的に今年度 10 万円の予算を岩松守ろう会に出すことを想定しており、これは、先進地視察に係るバス代の補助という想定で、報告第 22 号のとおり新しく要綱を創設したものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎教育長

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

特に意見等ないようですので採決に移りたいと思います。報告第 21 号について、報告どおり承認いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員のため本件は報告どおり承認いたします。

次に、報告第 22 号について採決を行います。報告どおり承認いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

ありがとうございました。挙手全員のため本件は報告どおり承認いたします。

続いて議案第 62 号について事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。議案第 62 号。29 ページをご覧くださいと思います。議案第 62 号、宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則でございます。本規則に関しまして、戸島の本浦にある教員住宅のエアコンを公費により整備しましたので、8 月 1 日より入居料を 500 円アップして、新しい料金としようとするものです。32 ページの方をご覧くださいと思います。中段に、第 17 号ですが、15,100 円で従来入居料としていたものを 15,600 円、500 円アップにするものがございます。

続きまして 33 ページ、一番下段ですが、こちらの方も同じく 15,100 円で入居料としていたものを 15,600 円とするものでございます。エアコン整備が完了いたしましたので、2 部屋を 500 円アップするような規則改正になっています。よろしくご審議いただけたらと思います。

◎教育長

以上で事務局の説明が終わりました。ご意見ご異議等あればお願いいたします。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

特にないようですので採決に移ります。本議案に賛成いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

はい、ありがとうございます。挙手全員、本件は原案どおり可決いたしました。

次に非公開案件の審議を行います。

◎教育長

報告第 23 号を上程する。

報告第 23 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

(4)その他

◎教育長

他にご意見等ありませんか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会 8 月定例会を 8 月 21 日に開催することを決定する。 —

(5) 閉会宣言（午後 4 時 27 分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会 7 月定例会を閉会いたします。